

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和4年8月30日(火)			
会議時間	開会	午後3時2分	閉会	午後3時55分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 永澤由利		副委員長 千葉信吉	
	委員 岩 淵 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐藤真由美		委員 菅原行奈	
	委員 門馬 功		委員 猪股 晃	
	委員 千葉大作			
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	栃澤議事係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	鈴木藤沢病院事務局長			
参考人	なし			
本日の会議に 付した事件	請願審査 請願第6号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民 のいのちと健康を守るための請願			
議事の経過	別紙のとおり			

教育民生常任委員会記録

令和4年8月30日

(午後3時2分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は、9名です。
全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会いたします。
録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。
本日の案件は、御案内のとおりです。
請願審査、請願第6号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための請願を議題とします。
お諮りします。
本日の請願審査に当たり、当局より藤沢病院事務局長の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。
それでは、議長を通じて藤沢病院事務局長の出席を求めることといたします。
休憩します。

(休憩 15:03~15:03)

委員長 : 再開します。
請願第6号の審査を行います。
請願審査に当たっては、6月14日の委員会で紹介議員から請願趣旨の説明を受け、8月10日の委員会で、請願者を参考人として呼び出し、説明を受けております。
本日は、藤沢病院の現状について、当局より説明を求めます。
鈴木藤沢病院事務局長、お願いいたします。

事務局長 : 病院の職員体制としては、令和3年度末、総勢実人員で298名です。
これは常勤換算でいうと、251名になります。
病院事業としましては、全体として260名の職員が必要だろうと考えておりますので、充足率は96.7%程度であります。
十分な状態ではないというのは、そのとおりであります。
我々のところはなかなか新卒の採用であるとか、若い人の採用が難しいという状況がずっと続いておまして、平均年齢がどうしても高いということになります。
それと、先ほどの実人員298名と言いましたけれども、常勤換算すると250名程度まで少なくなるわけですが、どうしてもフルタイムで勤務していただきたいということで

募集をかけますけれども、なかなかフルタイムで働ける人ばかりではなく、パートの職員で何とか隙間を埋めているというか、パートの職員の方に自分の都合がつくところに入っていただいて、何とかそれで全体を回しているというような状況になっております。

そうすると夜勤をする人もちょっと少なくなります。

夜勤ができる人が少ないので、夜勤ができる人が偏ってしまったりすることがあります。

そうすると日中もパートの方々だけというような、極端な話を言えば、パートが多くなったりすれば、それはやはり全体の質として、継続した関わりだとか質を求めていった時には、なかなか思うようなところまでマンパワーを発揮するということところが、ちょっと難しいというように考えています。

看護職とカリハビリテーション職とか、中途でも比較的若い人を1人2人採用してきておりますけれども、若い人を採用したらしたで当然の結婚、出産というようなこともありますから、そういった時期においてはやはり時間的にも、夜勤的にもそこから外れていくというようなところがありますので、全体のマンパワーはやはり不足しがちということです。

それから新型コロナウイルス感染症の関係で、休まざるを得ない職員も多々出てまいりまして、昨年度で言えば延べ128日の休暇取得がされていますし、令和4年度に入ってから、感染拡大ということもありまして、今時点で延べ220日お休みをいただいているということですが、営業は続けてはいますけれども、やはり働き手、働くマンパワーとしてはどうも十分ではないというような状況で、藤沢病院事業全体として言える現状であります。

委員長：これより質疑を行います。

猪股委員。

猪股委員：医師の方々の採用なのですけれども、病院事業管理者が地元の方で自治医科大学を終わっているということで、そこから医師等を派遣していただくというようなパターンのほうが多いのかなと思っているのですけれども、病院単体で医師を募集して、一般から入ってくるという、採用するというパターンもあるのですか。

委員長：鈴木事務局長。

事務局長：自治医科大学の関連病院のような立ち位置で、自治医科大学から定期的に医師が派遣されてきた時代もありましたけれども、現状はそうではなくて、ほぼ自分のところで確保するというようなことになっています。

たまたま藤沢病院で働いてもいいかなという方は、自治医科大学の地域医療学から総合診療コースに入っている人からないわけでもないのですけれども、それはごくまれな話で、大学と関係があるからといっても、きちんと医師が確保できるという現状ではないです。

医師の確保については、基本的にはその国の政策として都道府県単位で考えようとい

うことになっていきますので、岩手県は岩手医科大学などの医師の人材育成機関を中心にどうしても考えなくてははいけない。

栃木県から誰かを引っ張ってくるというのはなかなか難しいというような状況になっております。

あとは医師もですし、看護師も、介護職も、今は人材紹介、業者に登録して職を探すという人がほとんどで、かなり多くなっております。

我々としてはハローワークにもっと充実してもらいたい。

採用のコストを上げないでほしいというのはあるのです。

どうしても今の職探しは、人材紹介のところに登録して次のところを探す。

そうすると、職員が見つかり、採用できます。

でもそれは手数料が発生するので、年収の20%から多いところでは35%とかという場合があるので、35%払ったことはないのですけれども、大体20%のところでお付き合いをさせてもらっていますが、そうするとドクターの年収の20%を手数料で払うとなると、簡単に言えば1,500万円のドクターだったら、300万円払わなくてははいけないということになるのです。

それで例えば看護師に400万円の給与を払います。

そうすると年収の20%、80万円を手数料として払います。

介護職だってどんどん人が動いていく時代ですので、採用コストはすごく上がっています。

委員長：那須委員。

那須委員：請願趣旨に、新型コロナウイルスによる感染拡大とか、コロナ禍で明らかになったこととか、コロナ禍における教訓はということがありますが、先ほど鈴木事務局長からも新型コロナウイルス感染症の関係で職員が休んだというお話がありましたが、やはりコロナ禍に関しての話をもう少し詳しく、先ほどちょっと私、聞きそびれたというか、新型コロナウイルス感染症のため休まざるを得ない128日の話とか、220日の休みがあるがというところと、あとは藤沢病院のほうでの新型コロナウイルス感染症の状況も含め、病棟の確保などもどうなっているのかも含め、ちょっとこの間の状況についても、もう少し詳しくお話をお聞かせいただければと思います。

委員長：鈴木事務局長。

事務局長：新型コロナウイルス感染症の関係で職員が休まなければいけない状況については、いわゆる濃厚接触者になった人、もしくは陽性になった人ということでお休みになられるわけです。

新型コロナウイルス感染症の陽性になった方は、病院事業の中では、特に最も影響が大きかったのが、今年の4月25日ぐらいだったと思いますが、老健ふじさわで、施設内で新型コロナウイルス感染症の流行がございました。

その際には、職員43名中10人が陽性になりました。

それから、入所者については56名中26名が陽性になりました。

そういうわけで、終息に至るまで1か月まるっとかかりまして、この間、人のやりくりというようなことが大変だったわけですが、その場でどういう対応をしたかという、通所リハビリテーションの営業をストップして通所リハビリテーションの職員を入所のほうに回す。

それで何とか入所を維持したというようなところで、それほど時間外労働の発生はなく、何とか終息まで至ったというような経験をしております。

あとは、病院のほうでは、何人か陽性の患者さんはもちろんいらっしゃいましたし、外来で検査をしたけれども陰性で入院させました。

でも、どうしても経過としてあやしいなという人が、実は陽性になったというケースもありまして、そこから職員1人が陽性になったというようなことがありました。

病棟全体に影響を及ぼすような感染の広がりはなかったのですが、やはり入院患者さん、入院のスタッフに陽性の方がいれば、やはり全体的に経過観察をしたり、出勤を控えたりというようなところがありますので、当然勤務の変更でキチキチになっていきますから、病棟の場合は長い期間ではなかったのですが何とか耐えましたけれども、そういうような経験をしたところです。

委員長：那須委員。

那須委員：職員体制も含め、大変だったけれども、何とか維持ができたという感じなのですか。

委員長：鈴木事務局長。

事務局長：老人保健施設の老健ふじさわでは、入所の方が定員60名で、通所リハビリテーションの方が定員25名おります。

我々の施設のところは、フロアがどうしても一緒のところで行っているのですが、入所で陽性が発生するとやはり通所リハビリテーションはちょっと営業ができないということになるので、その分の人員を入所の利用者のほうのケアに回して、何とかしのいだというところではあります。

働く人がもちろん大変なのは、これはしょうがないというところもあるのですが、利用者も大変で、あまり出歩いてもらっては困るので、お部屋にいてくださいということになるのです。

そしてお風呂にみんなで入るわけにもいかないので、どうしても体を拭いてあげるぐらいの対応になってしまいますから、体を動かさない、お風呂に入れない、利用者への影響のほうはこちらとしては本当に申し訳ない状態になったというようなことを経験しました。

幸いにも重症化して、お亡くなりになったということはないのですが、

委員長：ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、質疑を終わります。

本日は鈴木藤沢病院事務局長には大変お忙しいところ、御出席いただきありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(休憩 15:22～15:34)

委員長 : 再開いたします。

今後の進め方について、御意見のある方は発言願います。

岩渕委員。

岩渕委員 : 今日、藤沢病院の事務局長からお話を聞きました。

以前に請願者からもお話を聞きました。

ですので、私は今日、できれば採択、不採択のところを明確にしたほうがよろしいのではないかと思います。

以上です。

委員長 : ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、ただいま岩渕委員から発言がありましたけれども、そのように進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう進めてまいります。

それでは、皆様より意見の発表をお願いいたします。

岩渕委員。

岩渕委員 : 以前、請願者のお話を聞いたときに、何と言いますか、本当に病院の現場は大変だというのは、新型コロナウイルス感染症関係もよく分かりました。

非常に頑張っていて本当にこれは感謝に堪えないのですけれども、特にドクターの確保とかについては、国が都道府県単位で何とか確保するようにとか、そういう方針を打ち出している中であって、この一関市としてどうなのかと言ったときに、この一関市議会としてなかなかそこまで踏み込んだ形で、意見書を出してとか、そこまでちょっといけないのだろう、ちょっとなじまないのではないかなというのが一つ。

それから、ここの中に保健所の増設、それから保健師等を大幅に増員するということが請願項目にありました。

確かに新型コロナウイルス感染症が発生して、将来的にも様々な感染症が考えられると専門家が言っておりますけれども、そうは言っても、増員することによって今度その人材の確保とか、非常に難しい部分があったりするのは現実でないかと思えます。

それから請願項目の3つの中に、社会保障、今年の秋から始まる予定の75歳以上の方の医療費の窓口負担を1割から2割負担に増やすという話がありますが、これも国民全体でいけば75歳以上の2割ぐらいの方が対象になると言われております。

我が一関市でどのぐらいの人数の方が対象になるか分かりませんが、ここも将来を考えたとき、また現役世代の負担を考えたときに、結局これをやめたとすると誰かが負担しなければいけないのです。

誰が負担するのだといったときに、そこは現役にしわ寄せが行かないようにするためにも、この今やろうとしている75歳以上の窓口の負担2倍化というのは、私はやむを得ないのだろうと思えますし、我々も将来そういうスタンスで世の中対応をしていかなければいけないと思っていますので、私はこれはなじまないと思えますので、この請願に対しては不採択という意見であります。

以上です。

委員長：門馬委員。

門馬委員：私は、やはり皆さんのお話、参考人とかのお話を聞くと、医療体制がちょっと大変だと、医者や看護師が少ないというのは理解しましたけれども、だからといってこの新型コロナウイルス感染症というのはやはり災害ということですので、万が一に備えて増やすという感覚はちょっと危険なのかなというような思いがあります。

やはり、緊急であれば緊急なりの体制を取る、そういった方向に進んでいくべきなのかなというように思います。

実際災害に備えておけば、それに越したことはないのですけれども、当然それは万が一ということですので、それに要する費用というのは莫大なものになってくるというように考えます。

それからあと先ほど言った社会保障、75歳以上の窓口負担2倍化についてですけれども、これをもう既にしまろうという流れになっているところ、それを止めてほしいという流れになりますと、実際の問題、この社会保障というかそちらのほうの問題は一体どうなのかというようなことになってきます。

それからあと財源を明らかにしていないということもありますので、そういった面では、この今回の意見書として3項目、安全・安心の医療・介護・福祉体制の確保と保健所の増設、それから今言った75歳以上の窓口負担2倍化という、この大きな3項目をすべて採択して意見書を上げてほしいということであれば、特にも3番に関してはちょっときついかなというように思います。

委員長：那須委員。

那須委員：この間、請願審査のためにいろいろ病院の組合の方々、そして本日の当市の藤沢病院の事務局長からもお聞きしたとおりだというように思います。

状況につきましては、医療関係、本当に大変なのかなというような感覚を持って、請願の内容についても聞きましたが、これにつきましては、先ほど来から委員の方々が議論しているとおり、例えば医者確保であれば、国は都道府県で確保するというような話とか、新型コロナウイルス感染症につきましても今の状態、医療状況からして大幅増員という話もありますが、今、例えば増員して新型コロナウイルス感染症がある程度落ち着いた際はどうかということを見ると、その辺も、今の時期は大変だが、すぐ医療体制、職員の増員という格好には逆にならないのではないかと。

先ほど藤沢病院事務局長からお話があったとおり、何とか病院内でやりくりして、医療の現場についてもやっているという状況も聞きました。

ですので、この内容については、直接、医療職員の増員、大幅増員というのには、趣旨的にはなじまないのかなという判断でございますし、社会保障の件につきましても、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するという判断につきましても、この10月からスタートすると。

国民負担の軽減とありますが、やはりどの時期かで、どこかで誰かがこうやらなくてはいけないというようになると、今のこの10月からスタートするこの社会保障については、この状態でスタートするのが好ましいというように思いますので、この請願については、私ははねたいということで判断をしております。

委員長：菅原委員。

菅原委員：私は前回この請願者の意見を聞いて、本当に身につまされました。

ただ、この職員を大幅に増員してほしいというのは、この分野だけではなくて、どの分野も、今本当にこの日本の社会が今まで大人数でやってきたシステムが、やはりシステムを変えないで、急激に人口減少になっているので、なかなか適正化、どの分野も適正な人員配置になっていないと思っています。

本当に命に関わる大切な医療という分野なので、請願に適するかどうかというのは、私はちょっとそこは分からないので、私たちの一関市議会の思想というか、その考え方として、その医療分野の命に関わるその職員を大幅に増員してほしいというように国に対して訴えていくことは、私はおかしくはないのではないかなというように考えます。

ただ、やはり、この3番の社会保障に関わること、窓口負担2倍化というのは、これはちょっとこの数字にも根拠がないですし、一律に2倍にするわけではなくて、ある一定の収入を上回る人に対して2倍にしていくという、これは私は結構公平というか、財源が少なくなっていく中で、まずやって見ていかないとならないと思っているのでこの3番に関しては反対しております。

だから、もしできたら、その意見、どういう形というのは私もよく分からないのですが、意見をつけて、この思いだけは、賛成してあげたいという気持ちはしております。

以上です。

委員長：佐藤真由美委員。

佐藤（真）委員：本当に医療現場が大変だとつくづく思いましたし、やはり医療とか、国民の命を守っていくために、とにかくゆとりが必要だと思うのです。

ですから、そういう点では、そういうところにお金を使ってほしいということで基礎自治体として声を上げていきたい。

それでなければ変わっていかないのではないかと、いつも看護師の方々は人手が足りなくて大変だと言っている状況は変わっていかないし、やはりこのコロナ禍で、岩手県でも、新型コロナウイルス感染症による死亡者が結構出ているのです。

あまり死亡者のことを取り上げられないのだけれども、新型コロナウイルス感染症がなければ、亡くならなかったのではないかと思われることもたくさんあるので、普段から新型コロナウイルスがなくても、ゆとりのある体制を取っていただければと思います。

私も介護職員でもあったのですけれども私が辞めた後、夜勤が4回ぐらいだったのですけれども、6回ぐらい夜勤をやっていますし、介護老人保健施設ですけれども、本当にぎりぎりの体制の中で、もう体操なんかやっている暇がない。

お風呂に入れて御飯を食べさせて、さっき言ったのは、通所サービスをやめて、入所の人たちだけをやったというのは、部屋から出して、集まって御飯を食べさせるということができないのです。

お風呂もできないので、一人一人対応していかなければならない。

御飯も部屋まで持って行って、人がたくさんいれば、その中で見ていられるわけですが、部屋に入れてしまうとやはり1人が1人の対応をしなくてはいけないということがあつたりして、本当にゆとりがないとできないということなのです。

ですから、ぜひこの辺のところを上げていきたいと思っていますし、窓口負担の2倍化については10月から始まりますけれども、国民みんなの意見があれば中止するという事は可能ですし、御夫婦で学校の先生をやられていると2割まで行かないのかもしれないですけれども該当する方が一関市でもいらっしゃいます。

年金もどんどん減っていくし、なかなか後継者がいなくて老人世帯というところも多いですから、やはり窓口負担が2倍になるのは大変ではないかなと思いますし、社会保障、社会福祉に関わる国庫負担という財源の使い方の問題だと、そういうところに、財源を使ってほしいというところでございますので、私は3番も賛成です。

委員長：猪股委員。

猪股委員：私は、この提出先が国に対して行うわけですがすけれども、1番目、2番目については多分に岩手県としてどうするのかというような考え方があってしかるべきものだと思いますし、岩手県の判断でこのような状況になってきていると。

その背景には恐らく診療報酬とか、いろいろ国としての仕組みの問題なのかとは思っていますけれども、あまりその部分については触れていなくて、表に出てきている部

分だけを捉えておりますけれども、私としては、意見書を出すのであればもう少し根本的な問題の部分をクローズアップしていただいたほうが、国に対して要望する、意見書を出すということが適切なのかなと思っておりますが、このままでは国に対して要望する、意見書を出すという部分については、ちょっと疑問を感じますし、3番目についても今までお話をされたような意見に私も賛成でありますので、トータルとしては意見書採択というのは、ちょっと反対かなと思っております。

以上です。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：休憩時間にもお話を申し上げましたが、やはり基礎自治体の抱える課題としては、重たすぎる。

ここに一関市議会の皆様へという文書が岩手県立千厩病院の看護師さんが、格調高い文章で書かれております。

こういう書き方は非常にいいのだけれども、やはり私ども一関市議会ではなくて、岩手県議会の先生方に対しての文章のほうが、私は望ましいように感じるところでございます。

私としては、一関市議会、基礎自治体としての請願に対しては、なじまないものというように考えます。

よろしく願いいたします。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：いろいろお話を聞きまして、私はすごく現実としては大変だなと感じているところでございます。

岩手県議会としても採択しているということですが、医療関係は、本当に逼迫している。

新型コロナウイルス感染症が入っているから余計感じるのですけれども、新型コロナウイルス感染症がなくても、コロナ禍の前も体験しているのですけれども看護師さんは大変なようです。

1人で1病棟のかかなりの数の患者を預かっているようでして、ポケットベルが鳴りっ放しという状況も経験しております。

あと、医者との関係もやはり偏在しているということも現実として感じているところでございまして、この内容に対してはそれほど否定するところはありません。

3番目に対しても、一関市的にはそういうところもありますけれども、この75歳以上の医療控えをすごく心配するところでございますので、今でも医療を控えているという方々、そして亡くなられた方々が現実としてあるということも聞こえてくるので、特に2割になってきたときに、収入の面においてと言っておりますけれども、なかなか現実本当にそうなのかなと疑問に思うところでございます。

そういうことも含めまして、私としてはこの一関市議会という話もありましたけれど

も、いわゆる民意をどう反映していくのかという、そのための基本として一市民の声をどのように集めて国に意見書として出していくのか、その手段として一関市議会の議員の意見を聞く中で市議会から、そして県議会から国へといった意見の運びとして捉えているところをございまして、そういった意味合いも考えますと、これには採択すべきものだと考えているところをございます。

委員長：皆様から意見の発表をいただきました。
これで意見交換を終わります。
これより採決したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、これより採決を行います。
請願第6号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための請願を採択することに賛成者の挙手を願います。

(賛成者挙手)

委員長：挙手少数です。
よって、請願第6号は、不採択とすべきものと決定しました。
ただいまの審査の報告については、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、そのように取り計らいます。
以上で、請願第6号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための請願の審査を終わります。
以上で、本日の案件は終了いたしました。
これをもって、本日の委員会を終了します。

(午後3時55分 終了)